

占領初期CI&Eのメディア統制

——占領期メディア史研究——

有山輝雄

前号においてGHQのメディア統制政策のうち、民間検閲支隊（CCD）による検閲について分析したが、⁽¹⁾ GHQのメディア統制策のもう一つの問題は日本人の意識改革のための啓蒙・宣伝活動である。そもそも、検閲は言論報道の内容を厳しく取り締まる強権的政策ではあるが、メディアの制度や組織に直接手をつけるわけではない。メディアの活動を前提に、そこから発出された報道言論内容を規制するという、ある意味では消極的な規制政策である。これに対し、非軍国主義化民主化の啓蒙・宣伝のためにメディアを指導・利用していく政策は、メディアの内容に直接的統制を及ぼしていく積極的政策と言える。

GHQにおいて啓蒙・宣伝活動を主として担ったのは、周知の通り民間情報教育局（CI&E）である。CI&Eの活動は、戦後史研究でしばしば議論される主題であるが、敗戦直後の熱気のなかで手放しにちかい理想主義的急進改革を実施したというのがこれまでの一般的評価である。⁽²⁾ 無論、それを「民主化」政策として高く評価する論者がある一方で、必要以上に破壊的であった批難する論者もいる。いずれにしろ、初期CI&Eの政策は、やや突出した急進的改革であり、それがその後次第に是正された、もしくは後退したと捉えられてきた。

しかし、こうした初期CI&Eへの評価には、敗戦によって虚脱した当時の日本人が彼らの政策から受けた衝撃がそのまま尾を引いているところがある。CI&Eが矢継ぎ早に打ち出した一方的な啓蒙・宣伝は、被占領という前代未聞の事態に臨み緊張きった日本人の神経を逆なでし、不安感と被害者意識を引き起こした。⁽³⁾ また逆に一部の日本人には過剰な期待感を抱かせることになった。反発にしろ共鳴にしろ、CI&Eの政策は日本人の意識を大きく揺さぶったのである。しかも、その後、占領軍の政策の方向が変更になるため、よけい初期の政策への嫌悪感あるいは親近感が強められ、その政策の急進性は一層誇張されて語られているのが実状ではなかろうか。

結果的にみれば、占領初期の段階において日本のマスメディアの根本を覆す

ような大きな変革が実現されたわけではない。CI&Eの政策を契機にマスメディアの体制が大きく動揺し、戦時中には考えられない報道言論内容が登場したことは確かにしても、それが既存マスメディアの存立基盤を根本から崩すものでなかった。それからすれば、初期CI&Eの政策は、一般に思われているほど、急進的なものであったとは考えにくい。

本稿は、これまでのCI&Eのイメージから離れて、改めて初期CI&Eのメディア政策の内容を実態にそくして解明することにしたい。ただし、CI&Eのメディア政策を考える場合、最初に注意しなければならない問題は、CI&Eのメディア政策は、二つの課題を抱えていたことである。一つは、宣伝・啓蒙のための手段としてメディアをいかに利用するかという問題である。またもう一つは、戦前戦中日本軍国主義の忠実な機関であったメディア自体をいかに改革するかという問題である。民主主義のメディアによって民主主義の啓蒙をおこなうというのは、整合的とも言えるわけだから、二つの課題は決して本質的に矛盾するわけではない。しかし、実際の局面においては、宣伝の道具として統制し利用することと、メディア自体の体制を改革することとは、別方向の問題としてあり、時に相反することも起こり得ることであった。この二つの課題をいかに調整するかが、CI&Eの活動にとって大きな難問となってくるはずである。

1. 民間情報教育局の成立

既に別稿で述べた通り、1945年8月9月の段階、マスメディアを担当する部局の設立は占領開始に間に合わず、本来軍事作戦にともなう民間検閲を担当することになっていた民間検閲支隊（CCD）がマスメディア政策全般を取り扱っていた⁽⁴⁾。しかし、GHQは機構の整備を急ぎ、積極的なメディア政策を担う組織の形成を進めた。まず、これまで宣伝・心理作戦を担当してきた心理戦課（Psychological Warfare Detachment）を改組し、アメリカ太平洋陸軍に情報頒布部（Information Dissemination Section）を組織し宣伝活動にあたらせることとした⁽⁵⁾。さらに、1945年9月22日、アメリカ太平洋陸軍総司令官（CINC、AFPAC）一般指令183号によって、民間情報教育局（CI&E）の設立が命令された。⁽⁶⁾そして、10月2日、連合国最高総司令官（GHQ/SCAP）が設立されるや、

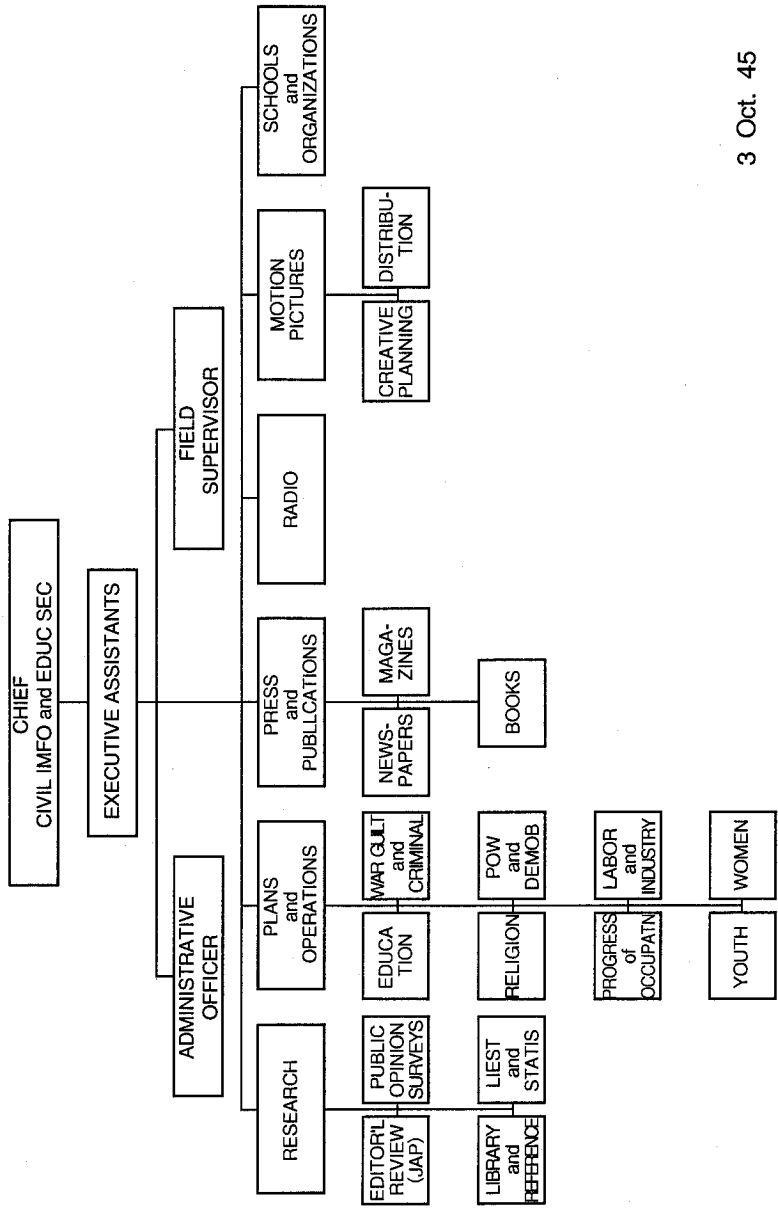
連合国最高司令官マッカーサーの一般指令第4号（General Order No.4）が発出され、アメリカ太平洋陸軍のCI&Eはそのまま連合国最高司令官総司令部に移管となり、「日本と韓国における公的情報、教育、宗教及びその他の社会問題に関する政策について最高司令官に助言する特別幕僚部」として民間情報教育局（Civil Information & Education Section = CI&E）が成立した。初代局長は、ダイク大佐である。

新聞、放送などメディアの活動は、多面的であるので、用紙問題は経済科学局（ESS）、放送政策は民間通信局（CCS）など特別幕僚部のいくつかの部局が関係することになるが、積極的なメディア指導政策の中心になったのは、民間情報教育局であり、先に指摘したメディアの利用とメディア体制の改革という二つの問題は、民間情報教育局に最も端的に表れてくることになった。

CI&E設立にあたって必要とする人員は、心理戦課、戦時情報局（OWI）その他部隊から、急ぎ召集された。⁷⁾ 1945年9月29日、民間情報教育局の設立のための最初の会議が開催され、組織の概要・人事が内定し、それを踏まえて10月2日、ダイク大佐が総司令部参謀部に提出した報告によれば、その時点でCI&Eの組織は、図1のごとく六つの課から構成されていた。⁸⁾ メディアに関する組織では、メディアを直接担当した新聞出版課（Press and Publication Division）、放送課（Radio Division）、映画視聴覚課（Motion Pictures and Visual Media）で、メディアを利用した啓蒙宣伝活動の企画立案・実施において重要な役割を果たすのは、企画作戦課（Plans and Operations Division）である。

ちなみに、各課の責任者は、新聞出版課はミッチェル（Major M. Mitchell）とマッカモン大尉（Capt. McCommon）、その下の新聞班長、雑誌班長、書籍班長は未定。ラジオ課はロス大尉（Capt. W. Roth）。映画視聴覚課はコンデ（D. Conde）。企画作戦課はスミス（Bradford Smith）が課長で、その下の教育宗教班はヘンダーソン少佐（Maj. H.G. Henderson）、ファア少佐（Maj. E.H. Farr）、ギブソン中尉（Lt. J.G. Gibson）、パカー中尉（Lt. W. Parker）、戦争犯罪反軍国主義班（War Guilt and Anti-Militarism）はバーストック大尉（Capt. A. Behrstock）、ケネディ大尉（Capt. J.R. Kennedy）、コンデ。捕虜復員班（POW and Demobilization）がロス大尉、占領経過班（Progress of Occupation）がミッチェル少佐、マッカ

ORGANIZAN CHART GIVIL INFORMATION and EDUCATION SECTION



モン大尉、労働班、青年班、婦人班は未定であった。

各課の組織とも取り敢えず形式だけを整えた状態で、課の下の組織はほとんどできあがっておらず、人員も充足されていなかった。ダイクが、傘下の各課にそれぞれ組織計画と必要人員を10月19日までに文書にして提出するよう命じている通り、10月下旬から11月上旬にかけて漸く整備が進んでいったのである。11月7日、ハウレー中佐からダイク大佐に提出された報告書には、29名の士官と102名の下士官が所属しているとある。この他、人数は不明だが、民間人の職員もいた。

その後も、組織の変更は繰り返され、11月28日には、教育宗教課が教育課と宗教課に分かれ、同時に芸術史跡課が新設された。また11月27日には、メディア分析課と調査情報課が新設されている。この間、人員の補充強化を進めながら、CI&Eの活動は、進められていったのである。

2. 初期活動方針

CI&E設立を命じた一般指令第4号は、次の6項目をCI&Eの任務として具体的に示している。

(1) 下記の事項のための勧告を行うこと

- ① 連合国の情報・教育目標の達成を遂行する。
- ② すべての公的情報メディアを通して民主主義的理想と原理を普及させることによつて宗教崇拜の自由、言論・演説・新聞・集会の自由の確立を促進する。
- ③ 日本の敗戦の真実、日本の戦争有罪性、現在及び将来の日本の災害と苦難に対する軍国主義者の責任、連合国による軍事占領の理由と目的を、すべてのレベルの日本公衆に周知させる。

(2) 日本と韓国の政治的・経済的・社会的再建のためのすべての政策と計画への理解を促すために、すべてのメディアを通して日本の公衆への勧告と情報計画を実施する。

(3) 下記の組織と連絡を保持すること

- ① 日本(マア)の情報省、文部省

- ② 日本の新聞、放送、映画、その他の情報チャンネル
 - ③ 教育制度
 - ④ 最高司令官の情報、教育目標への理解と協同を促すため、宗教、政治、専門職業、社会・商業団体
- (4) 下記の目的に必要なとされる世論調査に関する勧告を行い、また直接指導すること
- ① 占領軍と再建の計画に対する公衆の反応を最高司令官に正確に報告するため
 - ② 政策と計画を随時に変更し修正するための基礎を与えるため
- (5) 最高司令官の情報教育目標設立に必要な計画、題材、方策の開始と作成を指示すること
- (6) 下記の活動の促進を勧告すること
- ① 日本の教育制度のすべての要素から、軍事訓練を含めて教育原理と実践における軍国主義と超国家主義を排除する
 - ② 民主主義的な理想と原理を適切に普及させる任務を達成するために必要な学校カリキュラムの新しい教育方法の設立

この指令は、SWNCC150「降伏後に於ける米国の初期の対日方針」を踏まえており、その「究極ノ目的」に掲げる「日本国民及世界一般ハ占領ノ目的及政策並ニ其ノ達成上ノ進展ニ関シ完全ナル情報ヲ与ヘラルベシ」といった占領政策の宣伝活動、さらに「日本国国民ニ対シテハ其ノ現在及将来ノ苦況招来ニ関シ陸海軍指導者及其ノ協力者ガ為シタル役割ヲ徹底的ニ知ラシムル為一切ノ努力ガ為サルベシ」⁹⁾という日本軍部の戦争犯罪とその責任を日本国民に徹底的に認識させることなどの条項をCI&E活動として具体化しているのである。

さらに遡れば、7月上旬からワシントンのSWNCC（国務・陸軍・海軍三省調整委員会）において討議されていたSWNCC162「日本人の再教育のための積極的政策」も生かされていると推定できる。「日本人の再教育のための積極的政策」は、ドイツ・イタリアの占領経験をもとにマスメディアや学校教育を動員した日本人の再教育を具体的に計画していた。ただし、これは最終案成立以前に、現地日本でのCI&Eの活動が進行してしまうため、結局最終案の作成は放棄されるが、その検討途中の案が伝達され、マッカーサーの命令に取り入れら

れたのであろう。

このように、一般指令第4号の定めるCI&Eの初期活動方針は、GHQの政策、具体的には非軍国主義化民主化を日本人に宣伝・啓蒙すること、日本軍国主義の誤りを日本人に周知させることにあつた。そして、その基本的前提には、軍国主義的法規制や制度から日本国民の思想と意識を解放し自由にするということがある。実際、マッカーサーは、占領直後から「言論及新聞ノ自由ニ関スル覚書」「日本新聞規則ニ関スル覚書（プレスコード）」「日本ラジオ規則ニ関スル覚書」「新聞ノ政府ヨリノ分離ニ関スル覚書」「新聞及言論ノ自由ヘノ追加措置ニ関スル覚書」「政治的民事的及宗教的ニ対スル制限ノ撤廃ニ関スル覚書」といった自由化指令を矢継ぎばやに発出していた。これら指令は思想を外側から規制した桎梏を除去するものであつたのに対し、CI&Eは、外側の規制除去をさらに進めることは無論だが、日本人の意識を内側から緊縛していた信念の誤謬を自覚させ、新たな眼をもたせること、即ち日本人の「精神的武装解除」を実現すべく設立されたのである。⁽¹⁰⁾

そのための宣伝・啓蒙活動の手段として重視されているのが、マスメディアと教育である。しかし一般指令では、先に指摘したメディア政策の二つの課題のうち、メディア自体の改革という問題はほとんど議題にのぼっておらず、もっぱら日本人の意識変革という課題に焦点が合わされ、そのためのメディア利用が考えられていたのである。

このようなメディア自体への改革の発想の乏しさは、一般指令だけに見られることではなく、既に述べた戦争中の早い段階から研究されていた占領政策、戦後政策に既に現れていた。事前準備されていたメディア政策の最終案とも言うべきものは、SFEにおいて作成された「日本における公的情報と表現のメディアの管理」(SFE-118 “Control of Media of Public Information and Expression in Japan”)だが、⁽¹¹⁾ その段階でも、日本のメディアを取締諸法規から解放する自由化は重要な課題と考えられていたが、メディアの制度や組織を改めさせることは、ほとんど考えられていなかった。新聞制度に対する改革はまったく論題になく、放送制度については国家の一元的管理を改めさせる検討されたが、具体化するまでにはいたっていなかった。国策通信社である同盟通信社でさえも

強権的に解体するような予定はなかつたのである。⁽¹²⁾

そこには二つの要因があつたと思われる。第1に大きな問題だが、アメリカ側に、その民主主義観にもとづく、ジャーナリズムに関する独特の思い込みがあつたことである。即ち、ジャーナリズムは、本質的に民主主義的なものであり、戦前戦中の日本のジャーナリズムが軍国主義の宣伝機関となつていたのは、軍国主義者の抑圧によるものであるということである。そこからは、軍国主義者からジャーナリズムを解放し自由化する政策は発想されるが、それ以上に介入する政策は生まれ難いのである。

第2には、より直接的な問題として占領統治を円滑に進めるためには、日本人への宣伝・啓蒙活動が緊急の問題であり、この緊急課題のためには、メディア体制を混乱させるのは好ましくなかつたことがある。寧ろ、日本の戦時宣伝・報道を担つたメディアの仕組み、即ち1県1紙の新聞体制と国家管理の放送制度をそのまま利用するほうが望ましかつたとも言える。

こうしたメディア政策の片面性は後に顕在化してくるが、当面、マツカーサー指令を受けたCI&Eは、「非軍国主義化」「民主主義化」のためのプログラム策定を急ぐことになつた。その中心となつたのは企画作戦課である。企画作戦課はこの時期のCI&Eの活動の牽引車の役割を果たし、なかでもOWIから転じたブラッドフォード・スミスが最も活動的で且つ明確な進路を持つていた。彼は、10月14日、今後の数週間、数箇月間、CI&Eの進むべき方針を提示する「今後の作戦のための勧告概要」と題する作戦計画文書をダイク局長に提出した。⁽¹³⁾

この文書は、冒頭でCI&E設立以来の活動を概括した上で、CI&Eの基本任務を情報の回路を一層自由化し、自由な討論という民主主義の原則を日本人が採用できるよう激励すること、そして占領軍が責任を負うのではなく、日本人が主要な義務を自ら遂行できるようにさせることにあつたと規定していた。

ここで注目されるのは、CI&Eは飽くまで日本人が自主的に民主主義を実現できるよう援助することを任務とするという役割の限定である。CI&Eは、日本の民主化のために障害を除去し、条件を整え、日本人の自主的な努力を奨励するだけだといふのである。

こうした役割限定は、スミス個人の考えではなく、当時のCI&Eに一貫する

考えであった。やや時期はおくれるが、12月26日付けで、トレーナーからダイク局長に提出された、その時点でのCI&Eの活動の総括文書である「CI&Eの機能、管理、評価」では同様の考えがもっと明確に述べられている。⁽¹⁴⁾

同文書は日本人に「自分自身の問題を解決するための責任を自覚させること」を占領の方法の本質であると述べ、次のように記している。「我々は、サイドラインを引き、ゴールを設け、ボールをトスするところまでは行うが、彼らがボールを拾い上げ、それを持って走るのである。彼らがボールを落としたり、倒れたりした時には、我々は助ける。しかし、我々はプレーに加わるわけではない」。フットボールの比喩の意味は、明白である。CI&Eは、日本の非軍国主義的、民主主義的再建のためのルールを定め、制度を作り、最初のきっかけを与えるところまでは行うが、実際に実現に向かって努力するのは日本人であり、日本人がうまくできないときには援助はするが、それ以上の介入はしないというのが彼らの原則であった。民主主義の実現という難題を解決すべきなのは、結局日本人なのである。

こうしたGHQの役割限定は、GHQが余りに表にすぎることから生じる反発を恐れる意識、あるいはGHQが余りに重い責務を負うことへの警戒があつたろう。しかし、そうした戦術上の問題だけではなく、民主化を掲げる占領改革そのもの、あるいはアメリカの掲げる民主主義理念そのものから必然することであつた。

アメリカにおいて、占領政策が構想されたごく初期の段階では、国務省内の親日派を中心に、敗戦後、日本国内の自由主義的グループの台頭を期待し、アメリカの介入なしの日本再建を期待する政策構想もあつた。しかし、そうした楽観的且つ微温的政策は否定され、非軍国主義化、民主化のためにアメリカが政治、経済、社会等の改革を積極的に主導する構想に改められた。

しかし、現実には民主化を推進する場合、アメリカの政治理念からすると、本来、民主主義は、その担い手の自由な意思・自発性に基づくべきものであり、外部権力が民主主義を強制するというのは余りに明らかな矛盾である。GHQとしては、自らのよつてたつ理念の矛盾を解決する、少なくとも矛盾を表面化させないためには、自分達は飽くまでお膳立ての役割であり、日本人の自主性を

援助するだけだという論理で自己正当化せざるをえないのである。

しかしながら、役割限定論は、取りあえず、GHQの改革政策を正当化できたとしても、実際の場面において、その論理だけで貫徹しがたいことも予想できるところである。第1に、ゲームには加わらず、「サイドラインを引き、ゴールを設け、ボールをトスするところまでは行う」というのは比喩としては分かりやすいとしても、実際の政策遂行においては、比喩の通り役割が判然とできるわけではない。まして、期待通りゲームが進行しない場合の援助となると、役割限定は一段と困難である。第2に、GHQが日本人の自主性に期待するといっても、それが戦勝国の威力を背景にしていることは間違いなく、日本人は事実上の強制と受け取ることになった。またGHQも戦勝国として自己の政策は、当然、日本人が受け入れるべきものと考えていた。日本人からすれば、事実上の強制でありながら、日本人の自主性を唱えるGHQの態度はきわめて偽善的なものと映ぜざるをえないのである。

このように、CI&Eのなかには、自らの役割を限定しようとする抑制力は存在しているのであるが、そこには矛盾も抱えられており、実際の活動は矛盾を内包したまま進められていくのである。

3. 戦争有罪キャンペーン

CI&Eは、日本人の自主性を奨励するといいつながら、外部的規制を除去すれば、日本人の間から自然発生的に反軍国主義的、民主的活動が沸き起こると予想していたわけではない。自主性を育成するためには、日本人の意識のなかに強固に存在する軍国主義的信念を破壊し、民主主義思想を扶植する政策を実施しなければならないと考えていたのである。

「今後の作戦のための勧告概要」において、スミスは日本人の意識変革のための積極的なキャンペーン計画の推進を提案している。あげられているキャンペーンは、4つある。第1に戦争の有罪性と責任 (War guilt and responsibility)、第2に戦争捕虜と復員 (Prisoner of War and demobilized troops)、第3は占領の進展 (Progress of occupation)、第四に民主的傾向の奨励 (Encouragement of democratic tendencies) である。

第2の戦争捕虜と復員キャンペーン、第3の占領の進展キャンペーンは、それぞれ日本軍の円滑な復員、GHQと日本人との関係円満化のためのキャンペーンである。第4の民主的傾向の奨励キャンペーンは、占領の「究極ノ目的」に掲げられている民主主義化を実現するためのキャンペーンである。このキャンペーンのため、新聞、雑誌、書籍、映画、娯楽等のメディアにアメリカの民主主義政治、政治組織、労働組合などの紹介記事や番組を流すことを計画していた。しかし代議政治などの方法を説明する討論番組、民主主義の分かりやすい教訓と娯楽を組合わせたクイズ番組、民主的日本で女性の責任と権利を含んだ女性番組の作成といったラジオ放送は構想されていたが、それ以外は戦争有罪キャンペーンほど具体化されておらず、項目だけを列挙した感じである。

4つのキャンペーンのなかでも最も重視されたのは、筆頭に掲げられている戦争の有罪性と戦争責任キャンペーン (War Guilt and Responsibility) である。これは、SWNCC150「降伏後に於ける米国の初期の対日方針」に明記されている「日本国国民ニ対シテハ其ノ現在及将来ノ苦況招来ニ関シ陸海軍指導者及其ノ協力者ガ為シタル役割ヲ徹底的ニ知ラシムル為一切ノ努力ガ為サルベシ」、及びCI&Eに発せられた一般指令第4号に「日本の敗戦の真実、日本の戦争有罪性、現在及び将来の日本の災害と苦難に対する軍国主義者の責任」を周知させるとある通り、初期占領政策の根幹となる作戦である。初期CI&Eは、日本人の軍国主義的信念を破壊し、「精神的武装解除」を実現するキャンペーンに全力を傾注したといっても過言ではない。

先にも触れた、この時期のCI&Eの活動をまとめた「民間情報教育局の機能、管理、評価」でも、民間情報教育局の担当すべき任務の定義として「戦争の有罪性を認識させること」という1項が掲げられ、「CI&Eの任務は、日本人民に戦争についての真実と彼らの指導者の果たした役割を知らせることにある。これは、日本社会の構成がこうした結果をもたらしたのであり、それを変革する必要性を強調することをも含んでいる。このことの積極的側面は、世界の平和のための勢力となりうるような日本の再建を強調することでもあるのだ」と謳われている。⁽¹⁵⁾

War Guiltという言葉は、ここでは取りあえず戦争有罪としておいたが、日本

語に訳しにくい言葉である。⁽¹⁶⁾ 戦争犯罪と訳すこともできが、それでは、捕虜の虐待等の狭義の戦争犯罪ととられがちである。しかし、GHQの言うWar Guiltは、そうした狭義の戦争犯罪も含みながら、それだけではなく、日本の引き起こした戦争の侵略性そのものを有罪として弾劾することにある。のちの東京裁判において日本の指導者は、「平和に対する罪」といった法理で起訴されるが、War Guiltは、そうした法理を結晶化させる基底にあった考えである。

スミスの提案するキャンペーンは、11項目からなり、各新聞への戦争の歴史シリーズの配給、日本軍の捕虜虐待や日本軍内部暴力を暴露する記事の提供、日本の自由主義者の執筆した軍国主義者の戦争有罪論及び重要な政治問題への論評と日本の民主化への鼓舞を各紙に配給する、アメリカから材料を得て日本軍国主義者の犯罪や過ちを暴露するドキュメンタリー映画の作成、思想統制によって禁止されていた反戦劇や放送台本の復活、戦争の歴史のラジオドラマ化、戦争犯罪人に関する論評を含む放送時事解説、ふつうの兵士の戦争体験を暴露するラジオドラマシリーズ、戦争犯罪人問題をとりあげた街頭録音番組、低学年でも理解できるように編集した戦争の歴史パンフレットの学校配付、戦争犯罪人について論議し教育する組織の奨励である。

CI&Eのなかで、戦争有罪キャンペーン実施を担当したのは、企画作戦課である。企画作戦課のなかに、戦争有罪と反軍国主義班（班長バーストック大尉）が設置された。その後、特別プロジェクト分課（Special Project Branch）が置かれ、それが戦争有罪キャンペーンを担うこととなった。⁽¹⁷⁾ 計画作成にあたっては、恐らく本国のOWI（戦時情報局）の日本人向け宣伝研究の成果が生かされたであろう。⁽¹⁸⁾

戦争有罪キャンペーンは先のスミス提案の作戦計画では、様々なメディアを直接間接両面で利用して展開される計画になっているが、当初重視されたのはCI&Eが記事や番組映画を直接作成し、各メディアに流す直接的方法であった。特にラジオは重視され、連続番組「真相はかうだ」をはじめCI&Eの指導にそった番組がいくつか制作された。また、映画ではドキュメンタリー映画が作成されたが、なかでもキャンペーンの最も集約的表現であったのは、新聞連載キャンペーン「太平洋戦争史」である。⁽¹⁹⁾

「太平洋戦争史 真実なき軍国日本の崩潰」は、CI&E自らが企画の中心になって作成したアメリカから見た日米戦争の歴史で、「連合軍司令部提供」と銘打って、1945年12月8日の開戦記念日にあわせて全国の新聞に一斉に掲載された。これは、戦争有罪キャンペーンのハイライトであり、そのラジオ版の「真相はかうだ」は番組内容が一部しか残っていないのに比し、新聞の媒体特性から紙面を検証することによってアメリカGHQの戦争有罪キャンペーンの狙いを端的に見ることができる。

マスメディアを通して戦争の「真相」暴露を大々的に展開することは、GHQのかねてからの計画であり、CI&Eがまだ発足していない段階の占領直後9月16日、早くも、東京各紙に「比島日本兵の暴状」太平洋米軍総司令部発表」を掲載させた。これは、フィリピン占領に際しての日本兵の暴虐な行動を暴露したもので、「皇軍」の厳然たる軍規を信じていた日本人にかなりの衝撃をあたえた。

「太平洋戦争史」は、この延長線上にあるキャンペーンではあったが、個別の戦闘における残虐ではなく、戦争全体の「真相」を日本人に知らそうとするもので、その執筆には周到な準備がかけられていた。スミス企画作戦課長の「今後の作戦のための勧告概要」が提出された10月14日以前に既に作成が始まっていたことは確かで、恐らくCI&E発足と同時に着手していたのであろう。

原稿作成の過程は、CI&Eの「日報」で詳しくたどることができる。⁽²⁰⁾ それによれば、原稿執筆の中心は、スミス課長、パーストック大尉である。ただし、氏名不詳の日本人が、執筆に協力した。⁽²¹⁾ 原稿は共同通信社によって翻訳され、さらにそれを点検するなど慎重な手続をとり、11月8日に12月7日（日本時間では8日）の開戦記念日から掲載させる方針を決めている。11月19日には、総司令部戦史室などの点検を経て原稿がほぼまとまり、共同通信を通じて11月26日に配信、CI&Eの署名のあるものはCCDの検閲なしに通過させることを確認した。さらに当時は用紙不足のため通常は2ページ建てであったのを特別増ページ発行させることとし、11月21日、CI&E企画作戦課特別プロジェクトチームが、日本新聞連盟と協議し、22日には特別付録2ページを増刷させる指示を出している。

こうした周到な内容の検討、発表のタイミングの計算などを踏まえて「太平

「太平洋戦争史」は、12月8日から全国各紙に一齐に連載されたのである。これは、この時期のGHQが、どのような方向に日本国民の意識を導こうとしていたかを集約的に示している。

「太平洋戦争史 真実なき軍国日本の崩潰」は、「満州事変」「国内政治」「日米開戦」（以上第1回）、「戦機の大転換 いなく艦をも“撃沈”」（9日）、「連合軍の対日猛攻 新領域独立の空宣伝」（10日）、「補給線を断つ 飛び石作戦でひた押し」（11日）、「東条首相の没落 崩れ始めた軍独裁」（12日）、「レイテ・サマールの戦闘 レイテの損害12万」（13日）、「完敗に終わった比島戦 マニラ狂乱の殺戮」（14日）、「硫黄島と沖縄 銚先本土にせまる」（15日）、「ソ連からも肘鐵 焦り抜く小磯内閣」（16日）、「東京湾上に調印 原子爆弾驚異の偉力」（17日）と、全体で12章からなり、10日間に渡り連載された。

この「太平洋戦争史」の基本的主題は、「日本の軍国主義者が国民に対して犯した罪」の糾弾である。「軍国主義者」の「戦争犯罪の主なもの軍国主義者の権力濫用、国民の自由剝奪、捕虜および非戦闘員に対する国際慣習を無視した政府並びに軍部の非道なる取扱ひ等であるがこれらのうち何といても彼らの行為の中で最も重大なる結果をもたらしたものは真実の隠蔽であらう」と、これまで国民から「隠蔽」されていた戦争の「真実」を次々に暴露していったのである。

この新聞連載やそのラジオ番組化である「真相はかうだ」は、翻訳調の文体やテンポの速い展開が、日本人読者・聴取者の感情的反発をかったという回想が多い。⁽²²⁾ また、暴露されたことが「真実」であつても、それまで信じ込んでいた事実と余りに食い違いすぎて、かえって戸惑いが大きかつたとも言われる。しかしながら、そうした演出手法への反発を越えて、ここで提示された歴史観が、当時も、あるいは現在まで大きな直接・間接の影響を与えたのは間違いない。ともかく、これは、敗戦後わずか半年後に書かれ、日本人が自らの体験を反芻するいとまもない時期に日本人に提示された歴史である。現在では自明のごとく使われている「太平洋戦争」という概念も、満州事変から敗戦までを一連の歴史的過程と捉える見方もこのCI&Eの歴史叙述で日本人に初めて提示されたのである。

江藤淳氏が、「『太平洋戦争史』なるものは、「戦後日本に歴史記述のパラダイムを規定するとともに、歴史記述のおこなわれるべき言語空間を限定し、かつ閉鎖した」と述べているのもゆえなことではない。⁽²³⁾ さらに、江藤氏は、「『太平洋戦争史』には「『日本の軍国主義者』と『国民』とを対立させようとする意図が潜められている」「この宣伝文書が戦争とは国家間の争いにほかならないという自明な『真実』を『隠蔽』したまま、いわゆる『真相』の暴露に終始している」と主張し⁽²⁴⁾、最近の「教科書論争、土下座外交、南京虐殺」なども、結局、CI&Eが日本人に吹き込んだ歴史観が今も我々の意識を縛っている証左にほかならず、それらは「CI&E製の宣伝文書に端を発する空騒ぎ」と断じている。

確かに、「太平洋戦争史」の歴史観は、「日本の軍国主義者」と「国民」とを区別し、「日本軍国主義者」を執拗なまでに攻撃の対象としている。特に、その最大の罪とされているのは、日本国民に「真実を隠蔽」したことである。しかし、それを裏返して言えば、「真相」を知らされていなかった「国民」は、責任を免れ、いわば「軍国主義者」の被害者と位置づけられているのである。江藤氏は、そうした分断を認めず、「軍国主義者」も「国民」も一つの国家の構成員であり、その一体の国家がアメリカという国家と戦争したのだと主張するのである。

しかし、「太平洋戦争史」は、「日本の軍国主義者」と「国民」の間にくさびを打ち込もうとしただけではない。江藤氏が無視していることだが、実は、もう一つにくさびを打ち込んでいるのである。それが、「太平洋戦争史」の重要なパラダイムである。その、もう一つにくさびは、「日本の軍国主義者」と「天皇」の間に打ち込まれている。

「太平洋戦争史」冒頭は、「最近においても天皇御自身が仰せられてゐる通り日本が警告なしに真珠湾を攻撃したことは陛下御自身の意思ではなかつたのだ」と述べ、天皇の開戦責任を免除している。さらに開戦直前のルーズベルトの親書についても、「果してそれが陛下の手に入つたものかどうかは疑はしい」と、天皇は決定的な段階で、何も知らされていなかったのだと強調しているのである。

昭和天皇は、9月上旬から真珠湾奇襲攻撃を知らなかったという弁明をアメリカ人記者に流す工作を進め、実際に9月24日にそうした記者会見がとりおこなわれる。⁽²⁵⁾ その記者会見は、マッカーサー総司令部と事前の打ち合わせのもとにおこなわれたのだが、「太平洋戦争史」も、そうした昭和天皇の弁明を取り入れているのである。これをもってGHQが既に昭和天皇の戦争責任免除を最終的に決断していたと結論づけることはできないが、マッカーサー総司令部が天皇免責の道を用意していたことは間違いない。

もし、江藤氏にならって「太平洋戦争史」が「戦後日本に歴史記述のパラダイムを規定」したというならば、その「歴史記述のパラダイム」は、江藤氏の主張とはだいぶ異なり、「軍国主義者」と国民・天皇を分断し、すべての「罪」を「日本の軍国主義者」に押しつけ、糾弾するものであった。そして、見かけは、当時の日本人が反発を感じるほど毒々しい筆使いで戦争の「真相」を暴露するのであるが、暗黙のうちに、国民と天皇は「軍国主義者」によって「真実」を「隠蔽」されていた被害者として責任を免除する回路を用意しているのである。「歴史記述のおこなわれるべき言語空間を限定し、かつ閉鎖した」とすれば、そうしたかたちで「閉鎖」したのである。その「閉じられた空間」は、無知であるが故に被害者として責任を免れた天皇と日本国民、そしてマスメディアにとって、極めて居心地のよいものであったことは言うまでもないことである。

1945年12月というのは、東条英機等の戦争犯罪人容疑者の逮捕が始まり、また国会などで戦争責任がようやく論議されだしたが、戦争責任の内容、責任の範囲はいまだ予断を許さぬ段階であった。そうした段階で、メディアを最大限に利用したGHQの戦争有罪キャンペーンは、戦争の「真相」を手放しで暴露し糾弾しているように見えながら、そのパラダイム全体の文脈において「軍国主義者」にすべての責任をおしつけ、天皇と国民、マスメディアの温存の道を開く極めて巧妙な政治宣伝であったのである。

ここに浮かび上がっているのは、アメリカの占領政策の二重性である。占領政策が掲げるのは、言うまでもなく日本の民主主義化という理念である。実際、この理念を実現するための改革政策が次々と実施されていった。戦争有罪キャ

ンペーンもその一環である。しかし、それと同時に戦後の国際政治におけるアメリカの国益にそった政治戦略も占領政策の大きな形成要因であった。天皇制存続の道を用意していたのは、そうした政治戦略の一環である。CI&Eの啓蒙・宣伝は、理念と政治戦略の二重性を帯びていたのである。

こうした理念と政治戦略の二重性は、決して虚偽のタテマエと実質的ホンネといった一方的関係ではなく、基本的にどちらもアメリカの追求するホンネであった。しかし、「太平洋戦争史」に典型的に見られるごとく、理念の下に巧みに政治戦略を忍び込ませ、使い分けられたのである。

4. CI&Eによる内面指導

「太平洋戦争史」は戦争有罪キャンペーンのハイライトであったが、CI&Eのメディア統制は、自ら記事を作成し掲載させる直接的統制から、次第に内面指導などによって記事内容を操縦する間接的統制が大きな比重をしめるようになっていった。それは、自ら作成したキャンペーンを失敗と見なした方針転換ではなかろう。確かに、「真相はかうだ」には反発の投書が多かったと言われるが、CI&Eがこの段階でキャンペーンを失敗と総括した形跡はない。⁽²⁶⁾寧ろ、自ら記事を作成することが余りに過重な負担となり、それを軽減しようとする考えが強かったと推定できる。しかも、当初は重視していなかった間接的指導が有効な統制であることが判明してきたため、一層そちらに傾斜していくことになったのである。

また、CI&E内部の組織においても、最初停滞していた新聞出版課に、11月27日にインボデン大尉の課長代理が発令され、12月14日に課長バーコフ、次長インボデンという体制ができあがり、ようやく活発化したことも大きい。⁽²⁷⁾当初主導的役割を果たしキャンペーン推進の中心になっていた企画作戦課に変わり、新聞出版課がメディア政策の中心となり、彼らによって内面指導の方法が多用されたのである。

元来、CI&Eの思惑としては、自ら作成した「太平洋戦争史」に随伴するかたちで日本のメディアが同趣旨の記事を掲載することが望ましいことであった。GHQからすれば、メディアを縛っていた様々な規制を撤廃するなどの自由

化政策を次々に実行していったのであるから、それに呼応して日本のメディアが軍国主義を否定する言論報道を大々的に展開するはずだと期待を抱いていたのである。

ところが、10月4日の「政治的民事的及宗教的自由ニ対スル制限ノ撤廃ニ関スル覚書」を通達して以後も、日本のメディアの記事内容は、CI&Eから見れば到底満足できるものではなかった。日本のメディアの自発性に期待したのであるが、期待はずれとなつたのである。そこで、CI&Eが自ら記事を作成するだけでなく、日本のメディアにGHQの政策にそつた記事を書かせるよう指導していく政策が浮上してくることになった。

10月の中旬、日本の各新聞の自主規制を感じとるようになったCI&E新聞出版課のミッチェルは、16日、各新聞の自主規制を討議するため新たに設立された日本新聞連盟の代表が新聞出版課に出頭するよう内閣情報局を通じて要求した。⁽²⁸⁾ 自主規制はCI&Eの心証だけではなかった。10月18日、朝日新聞社の氏名不詳の「自由主義的記者」がCI&E企画作戦課を訪れ、記録に残さない約束で朝日新聞編集局の内情を伝えるとともに、東京各紙が戦争犯罪人問題について深く立ち入ることを回避し、帝国制度の根本的変革に関する記事を掲載していないというCI&E側の疑念を裏付ける証言をした。⁽²⁹⁾

こうした情報をもとに、CI&Eは、日本のマスメディアに厳重な注意を警告することにしたのである。10月24日、ダイク局長自らが、日本の新聞放送首脳を召喚し、記者会見をおこなつた。この記者会見は、「民間情報教育部における調査の結果日本の新聞及びラジオは或る種の題目を計画的に無視し或ひは歪曲するか『甚だしく小さく扱ふ』ことが明らかになつたために」開かれたもので、ダイク局長は、日本の新聞放送がマッカーサー司令部の言論報道自由化指令の歴史的意義を説明するために何事もなさなかつた、戦争犯人の問題に関しては「十分に率直な討議」がおこなわれなかつたなどと日本の新聞放送を厳しく批判し、「一、国内及び国外の事件に関し十分に適正なる報道を行ふこと。二、進駐軍の目的及びその活動に関し適切なる説明をすること。三、日本国民の福祉に関係ある総ての事件について自由討議を許容しこれを助長する。四、責任ある輿論の分野のいづれにおいても十分なる民意の疎通を行はしむる

こと」の諸事項を要求した。さらに付言して、「当部では各新聞は過般発せられた皇室に関する自由な討論を要求した指令を満足させることができなかつたといふ不満を受けとつた、更にこれらの報告によれば皇室制度の根本的変革を要求した文書並びに書簡はこれまで抑圧されてきた」と、先に出された「政治的民事的及宗教的自由ニ対スル制限ノ撤廃ニ関スル覚書」が天皇制に関する自由な討論を保証したにもかかわらず、新聞放送が議論を抑制していることに強い不満を表明した。⁽³⁰⁾

記者会見におけるダイクの4項目要求は、自由な討論と適切なる報道ときわめて抽象的であるが、当面の状況における問題は、戦争犯罪と天皇制を含めた政治社会変革に関する積極的で自由な討論と報道であった。「読売新聞」は、翌26日わざわざ「新聞の無反省警告 マ司令部通告の真意」と題する記事を掲げ、記者会見内容を解説しているが、そこでは「①言論、集会、結社、信教の自由の全面的実現、②戦争犯罪者に関する忌憚なき論議、検討、③皇室問題特にその存在問題に関する自由なる討論、④国体護持を国民としての絶対的原則として強制することの不可」の4項目がGHQの要求する具体的内容であると説明している。これは、当時、同紙の主導権を従業員組合が握りつつあったこともあって、やや拡大解釈している傾向があるが、大筋としてはCI&Eの発言の狙いを伝えている。

本稿では、この時期における日本の新聞放送の動向には言及しないが、既に別稿でも述べた通り、敗戦以来、日本の新聞は国体護持路線に従って敗戦の衝撃をできるだけ緩和し、戦争責任問題などの天皇への波及を予防することに腐心していた。⁽³¹⁾ CI&Eとしては、これに不満を持ち、もつと「自由」な言論報道をおこなうよう日本のメディアに圧力を加えようとしたのである。

ただし、天皇制に関する自由な討論を奨励したからといって、CI&Eが天皇制廃止の方向にメディアを誘導しようとしていたわけではない。CI&Eの狙いは飽くまで彼らの考える言論の自由の原則的実現であり、そのためには、これまでタブー視されてきた天皇絶対観から言論報道を解放することが是非必要という判断から、天皇制への自由な討論を強調したのである。

そして、この記者会見で重要なのは、CI&Eが、占領政策の宣伝啓蒙の方法

として記者会見・懇談を通じて日本のメディアを操縦することが有効であることを実体験したことである。10月24日の記者会見は公式なものであり、記者会見の事実と内容は、各新聞に報道された。だが、この時期、各新聞社代表や報道関係者がさまざまなかたちでCI&Eを訪問し、彼らの内情の情報提供をしながら助言を求めたり、CI&Eの意向を探ろうとしていた。こうした会見や懇談によって日本のメディアの言論報道を指導・統制することは、元来CI&Eの予定にはなかつたことだが、極めて有効な方法であることが日本側の反応を通じて分かってきたのである。

日本のメディアにとって非公式な懇談等によって当局の方針を探知し、それに順応、先取的に迎合していくことは、戦前戦中長い間の行動様式であり、敗戦後、新たな権力者として登場したGHQに対しても、これまでと同様な行動をとつたのである。自紙の存在さえ危うい状況と意識されていただけに、これまで以上にGHQに取り入ろうとしたのであろう。これは、CI&Eからすれば、自ら記事を作成し掲載させるよりも労少なくして長期的には実効性のある指導・統制方法として次第に活用されるようになっていくのである。しかも、それは、CI&Eの役割限定論に適合しているように見えた。

最初は、企画作戦課、新聞出版課等に陳情に訪れる報道機関関係者にその場その場で対応していたが、先にも触れた通り11月下旬頃からメディア指導の主導権は次第に企画作戦課から新聞出版課に移り、内面指導は新聞出版課によってマスメディア指導・統制の有効な方法として利用された。新聞出版課のとつた内面指導のやり方は、大別すれば公式な記者会見・講演、新聞社幹部との懇談、新聞通信放送各社への記事材料提供の三つであつた。

公式な記者会見もしくは講演は、多数の新聞通信放送記者を前にバーコフあるいはインボデンが、CI&Eの占領政策を説明するやり方である。10月24日の記者会見はダイク局長自ら出席しておこなつたが、それ以後はバーコフもしくはインボデンが在京報道関係者などを相手に記者会見・講演を行つていった。45年12月から46年1月にかけても、12月7日、インボデンが毎日新聞社講堂で在京新聞関係者を聴衆に「民主主義下の新聞の在り方」を講演し、⁽³²⁾1月25日にはバーコフが、在京地方新聞代表者を相手に共同通信社会議室で会談を行つ

ている。⁽³³⁾ さらに記者会見はより頻繁に行われ、その話題はメディア政策にだけに限らず、様々な占領政策を説明するものに拡大していき、結果的に、元来GHQのスポークスマンの役割を果たすことになっていた渉外局（RRO）に代わって、CI&Eが占領政策全体の情報を報道機関に提供する役割を果たすようになっていった。CI&Eは、メディア指導・統制と広報機能の二つの役割を兼ねることになったのである。そして元来はメディア指導・統制を任務としていたCI&Eが広報機能を兼務すること自体、占領政策を報道機関に発表する広報機能が、たんなる情報提供ではなく、事実上の言論報道の統制であったことを端的に示している。

記者会見・講演は一応公式なものであったが、それとは別に非公式なかたちでCI&E執務室などで個別的に新聞社幹部との懇談が日常的に行われた。こうした懇談は紙面に報道されることはほとんどないが、CI&E「日録」には懇談の事実がいちいち記録されている。特に、12月12日に日本新聞連盟と共同通信社幹部、15日には朝日新聞社幹部と懇談した頃から活発化し、12月20日以降はほとんど毎日、バーコフかインボデンが新聞社幹部と懇談し、具体的に記事の指導を行っている。記者会見や講演が一般的な説明にならざるをえないのに比し、懇談では分析調査課が行っていた各紙紙面の論調分析結果なども利用され、かなり突っ込んだ批判や注文が述べられたようである。

さらにCI&Eは、言論報道に注文をつけるだけでなく、記事材料をも提供し、それを各紙に掲載させるように指導した。「太平洋戦争史」もCI&Eが作成し提供した記事であったが、それにはCI&E提供と明記があったのに対し、もっと日常的な記事はCI&E提供の明記がないまま、各紙に提供されたのである。先のスミスのキャンペーン計画でも、戦争有罪キャンペーンとして日本軍の捕虜虐待や軍国主義者の犯罪を暴露する記事、民主的傾向奨励キャンペーンとしてアメリカの民主政治、労働組合、社会生活等の紹介記事を各メディアに供給することが計画されていた。日本の新聞社側からもアメリカ事情等の記事材料を求める動きはあったのだが、10月11月段階ではCI&E側にも十分な用意がなかったが、12月頃から、新聞出版課の体制が整うとともにアメリカの政治、社会の紹介、GHQの活動振りなどに関する記事材料写真等を新聞社雑誌社に組織

的に提供するようになった。例えば、1946年1月1日から26日の9日間だけでも全新聞社に提供した情報6件、写真8件、雑誌社用記事6件、プレスリリース10件となっている。⁽³⁴⁾ 当時2ページしかない新聞紙面からすれば、相当な記事量が提供されていたことになる。新聞出版課は、提供した記事の掲載状況も調査するなど、記事提供を重要な作戦ととらえていたことがうかがえる。

記者会見・講演、懇談、記事材料提供といった方法を駆使したメディア統制は、各時期の占領政策の主題に合わせて実施されたが、45年末から46年初頭にかけての重要な主題となったのは戦争犯罪人問題と財閥批判、特に戦争犯罪人・戦争犯罪裁判報道であった。

戦争犯罪人報道に関する指導はきめ細かいもので、折から進行中のフィリピンにおける山下大将等の裁判、さらに開始されんとしていた横浜裁判、準備が進みつつあった東京裁判の報道について注文をつけるとともに記事材料の提供など様々な便宜をはかった。

12月2日、ダイク局長の名で、山下裁判及びその他の戦争犯罪人裁判に関し「完全、全面的且つ偏向のない」報道を行うよう命令が出され、引き続きバーコフとインボデンが個別的に各新聞社幹部と面談、命令の趣旨徹底をはかった。12日にはインボデンが日本新聞連盟と共同通信社の代表と会い、すべての新聞社にダイク命令を通達するように命令した。⁽³⁵⁾ その上で、CI&Eは、山下裁判に関する記事材料と写真を共同通信を通じて提供し、17日から開廷される捕虜虐待に関する横浜裁判についても記事材料を提供した。⁽³⁶⁾ さらに各紙が横浜裁判を速報できるようテレタイプまで提供している。⁽³⁷⁾ 前述の17日のインボデン講演でも、一例としてわざわざ山下裁判について言及し「米国の新聞は有罪、無罪の両方の証言を詳細に報道する、しかるに日本のある新聞は同大将に有利な証言は載せるが不利なものはオミットする、これはジャーナリズムの最悪のタイプである」⁽³⁸⁾ と「偏向のない」報道を要求した。その後、バーコフ、インボデンが朝日新聞社をはじめ各紙幹部と懇談しているが、そこでも戦争犯罪人報道が話題になったことは推測に難くない。

しかし、各新聞の報道やそれに対する日本人の反応は、必ずしも満足できるものではなかった。共同配信の山下裁判ニュースについて、CI&Eは多くの新

聞が証拠の説明なしに掲載しただけであったと不満を感じていた。⁽³⁹⁾ さらに、21日付けCI&Eの週報は、日本人の意見に関する公正なサンプル調査では、日本人が山下裁判、特に死刑判決について明確に理解していない。日本人は裁判官の判決に憤慨を抱いているようだと言っている。このためCI&Eは、山下大将の犯罪と判決の正当性を説明するため3人のスピーカーと数人の記者の登場するラジオ番組を設定することにしている。⁽⁴⁰⁾

以後、CI&Eのメディア指導は、一段と強化され、東京裁判報道の事前レクチャーのために国際検事局のキーナン検事と日本人新聞記者との懇談を催したのをはじめ、いちいち日時を挙げるのは煩雑になるので省略するが、12月下旬から1月中旬にかけて、バーコフ、インボデンは記者会見、懇談などを頻繁に開催し、「偏向のない」戦争犯罪人報道をおこなうよう指導していった。

こうした戦争犯罪報道への指導が、「太平洋戦争史」などの戦争有罪キャンペーンの一環であることは言うまでもない。そして、その指導の狙いが、先の「太平洋戦争史」と同じく軍国主義者に責任を集中し、彼らを厳しく攻撃する記事を書かせようとしたのである。

先のダイク記者会見では天皇制論議の自由も強調されたが、具体的な記事の指導では、専ら戦争犯罪人裁判の報道に関心が集中し、天皇制論議を拡大するような指導は特におこなっていない。これは、前述したごとく、GHQのいう天皇制論議の自由が、それまで言論報道を縛り萎縮させていた天皇崇拜を破るための一般原則の提示であり、天皇制否定の言論報道を指導するものでなかったことを示し、軍国主義者のみを糾弾し天皇の責任回避の道を用意した「太平洋戦争史」のパラダイムとも符号するメディア指導であった。

しかもCI&Eは、こうした指導を「偏向のない」報道という報道活動の一般原則の教示というかたちでおこなっているのである。「偏向のない」とは、軍国主義者弁護を強調せず、軍国主義者の罪悪を暴露せよということだが、表面的には、飽くまで「偏向のない」報道という普遍的報道原則を指導し、自らの政治的意図を否定した。先の「太平洋戦争史」でも軍国主義攻撃という普遍的キャンペーンの底に、天皇・国民・マスメディアの責任を免除するという政治的狙いを伏在させていたのであるが、内面指導においても普遍的報道原則の教

示をとりながらメディアを自らの政治的方針に沿わせていく方法がとられたのである。

こうした内面指導は、部分的にはCI&Eの思う通りにいかなかったところもあるが、次第に日本のメディアの同調を引き出し、統制効果を発揮することになった。日本のメディアの側は、戦前戦中以来取締り当局の内面指導を受け入れ、あるいは先取りしていくことが習性になっており、相手が変わっても、事あるごとにCI&Eを訪れ、その意向を察知し順応しようとしたのである。

結局、CI&Eのメディア指導は、皮肉なことに、彼らが否定したはずの日本の内務省・情報局によって効果的なメディア統制として行われた内面指導と近似した性格をもつことになった。⁽⁴⁾ しかも、非公式懇談などのなかでは占領政策の理念と政治戦略の二重性が、CI&E当事者にも混然化することが起こりがちであった。また、自らの役割限定を限定しようとするCI&Eに適合した方法のように見える内面指導も、反面では非公式性の故に役割はかえって曖昧となり、後の第二次読売争議のように深入りすることも発生したのである。

5. 用紙割当問題

これまで述べてきたメディアを宣伝啓蒙の手段として利用するCI&Eの作戦は、マッカーサーに指令された作戦であり、それにそつた具体的な計画が立案され、実施されていった。しかし先にも述べたメディア政策のもう一つの問題であるマスメディア組織や制度を変革する積極的な政策については上部機関から指示されていなかったし、またCI&Eも事前に用意していなかったのである。ところが、実際に日本のマスメディアに直面してみると、否応なく、その制度や組織、さらにはジャーナリズムのあり方への検討に迫られていくことになった。

CI&Eが、1945年秋から冬にかけて、対応に迫られた問題のうち特に重要であったのは、用紙統制と多くの新聞社で発生した社内紛争であった。用紙制度や新聞社組織は、当初のGHQの直接的改革対象ではなかったが、自由化政策が日本政府の封印を破ったことによって、日本のメディアに励起させた問題であった。そこでは、GHQは、否応なく政府の統制からメディアを解放した先にと

のような政策をとるか直面することになった。しかし、「協調すべきなのは誰なのか、日本を民主化するのに抵抗しているのは誰なのか、について我々はよく分っていない」とスミスが率直に認めている通り⁽⁴²⁾、CI&Eは、十分な事前情報を持つておらず、対応に苦慮せざるをえないことになった。

最初に用紙問題から取り上げれば、戦時中、新聞雑誌の用紙は、内閣に置かれた新聞雑誌用紙統制委員会の統制のもとにおかれ、用紙節約という大義名分によって新聞雑誌の数、発行部数が厳しく制限されていた。だが、占領直後のGHQの自由化政策が、それまで緊縛されていたメディアの活動をゆるめた結果、あらたなメディアの活動を胎動させ、用紙増配への要求を表面化させたのである。

「CI&E日報」によれば、10月10日、早くも、朝日、毎日、読売3社の幹部がCI&E新聞出版課のミッチェルを訪れ、用紙・インクの増配について要望している。朝日・毎日・読売の中央3紙は、戦時中の1945年3月に閣議決定された「戦局ニ対処スル新聞非常態勢ニ関スル暫定措置要項」によって、地方の部数を地元紙に併合される、いわゆる持分合同のために部数減少を余儀なくされていたが、⁽⁴³⁾ 敗戦後、この暫定措置が廃止となるや、3社はただちに地方再進出をはかり、用紙・インクの増配を求めたのである。新聞出版課は、3社の要望を経済問題として用紙を担当していたESS（経済科学局）に覚書を送付する措置をとっている。

しかも、同じ日に企画作戦課のスミスとバーストックのほうは、ある「自由主義者」との会談をもとに、反自由主義者グループが用紙の統制によって自由主義的新聞・雑誌の発行を妨害している状況の調査をESSに依頼する覚書を作成している。企画作戦課が面談した「自由主義者」の名前は明記されていないが、恐らく新たな新聞か雑誌の発行を計画していたグループであったことは間違いない。⁽⁴⁴⁾

日本の相異なるグループが、CI&Eの別々の担当に新聞雑誌用紙統制への不満と自己への割当増加を陳情したのである。しかも、早くも用紙問題をめぐる二つの利害を鮮明に浮かびあがらせていた。一つは、戦時中制約されていた部数増加をはかるために増配をもとめる朝日・毎日・読売といった既存有力紙の動きである。彼らにとって、GHQの自由化は、販売拡大の自由復活であった。

もう一つは、戦前戦中自らのメディアを発行することができなかつたグループが、新たな新聞雑誌発刊を計画し用紙配給を求める動きである。この頃、「アカハタ」「民報」をはじめ新しい新聞雑誌が創刊されだし、以後も奔流のように新興紙が出現してきた。これは、GHQもほとんど予想していない戦後の言論の復興であった。有限の用紙生産に対して既存紙の経営拡大欲求と新興紙の発刊意欲とが、せめぎあうことになったのである。

CI&E側のそれぞれの課は、自分たちの接触したグループの言い分を受け取り、そのままESSに伝達していることからみて、新聞雑誌用紙統制について格別の政策を持っていなかったことは明らかである。しかし、こうした日本側からの陳情を受けて、CI&E側も、用紙統制がたんなる経済問題ではなく、新聞雑誌活動の自由化を実質的に保障するものであり、同時にGHQの言論報道統制のカギにもなり得ることに気づいたことは間違いない。以後、企画作戦課は、情報局の寺本課長を呼んで、聞き取りをするなど、用紙統制問題についての調査を深めている。

そして、10月21日、企画作戦課は用紙問題に関する日本政府への覚書を起案し⁽⁴⁵⁾、この起案はESSとの協議を経て、10月26日の「用紙配給統制撤廃の指令」となった。⁽⁴⁶⁾

「用紙配給統制撤廃の指令」は、それでの用紙供給機構の停止とともに、あらたに「政府官吏、大小出版業者の代表、第三者」からなる用紙割当機関の創設、用紙配給の「主義及び政策」を連合国最高司令官に報告するよう日本政府に命じている。一連の自由化指令の延長線上にたつて、用紙配給を政府の直接的統制から解放した点では画期的である。しかし、GHQの指令は、用紙配給の「主義及び政策」を直接に指示するところまでは踏み込まず、日本政府に委ねている点では消極的な指令であった。

しかも、指令に基づいて情報局に設立された新聞及出版用紙割当委員会の活動は、CI&Eにとって満足できるものでないことが直に判明した。12月下旬、CI&Eは、ESSと協議した結果を踏まえて、用紙問題に関する自らの活動を中間総括したが、そこでは、現在の割当制度は満足とはほど遠く、現行委員の数人は好ましくない、さらに現在の委員会の割当決定は新興の新聞の犠牲で既存紙

に有利となっていると断定している。そして、全員は無理にしても、委員を交替させる必要があり、新興紙への公衆の支持があるのであれば、既存紙が立ち行かなくなならない範囲内で、新たな新聞雑誌が新規参入できる最大限の機会を認める基本政策の必要性があると主張している。しかし、部内討議は続行中で、問題解決のための方策確定が今後望まれると付言されている通り、方針の決定までには至らなかった。⁽⁴⁷⁾

これまで戦後史を論じたもののなかには、CI&Eが用紙割当などで新興紙を育成する政策をとったと主張するむきもある。⁽⁴⁸⁾ 確かに、この文書から分かる通り、CI&Eは既存紙本位で割当がおこなわれることには反対で、ある程度新興紙へ好意を示す態度をとっている。この点が、既存紙側には新興紙育成と映じたのであろう。しかし、一方的に新興紙に肩入れしていたのではなく、既存紙にも十分配慮し、既存紙に大きな犠牲を強いるかたちで新興紙を育成するまでの考えはなかった。

寧ろ、この時期のCI&Eは、用紙問題について、政府の直接的統制から自由化するまでは明確な方針があつたが、そこから先の「主義及び政策」をたてることはできず、日本政府に委ねざるをえなかつたのである。例えば、新たに新聞雑誌を発行しようとするグループが、用紙割当の陳情にきている状況であつたのであるから、非軍国主義化の一環として「自由主義者」に用紙割当を優先させる、あるいは戦争に協力した新聞社に懲罰を加えるために減配するという「主義」を採用することもまったくありえないことではなかつた。しかし、そこまで踏み込むことはなく、新興紙についても新興紙育成という明確に政策決定があつたのではなく、新聞発刊の自由という一般的原則から新興紙にも機会を与えるという程度の政策であつた。

かたちのうへでは、初期用紙割当問題において、CI&Eは、日本政府への改革指示という限定的役割であつた。彼らが、確固たる「主義及び政策」を打ち出せなかつたのは、用紙割当制度に関するノウハウが不足していたこともあるが、それだけでなく用紙割当の「主義」の根本的改革が日本の新聞雑誌体制変革の引き金になるという認識を持っていたからであろう。当時、CI&Eの内部でも、さらに上部機関でも日本の新聞雑誌体制再編成という考えはなく、従つ

て用紙割当にも明確な方針を打ち出すことはできなかつたのである。

以後も、CI&Eは、日本側の用紙割当政策に不満を持ち、個別的には一部新興紙支持の態度をとったりしながらも⁽⁴⁹⁾、確固とした政策を作成するまでには至らなかつたのである。

6. 三大紙社内紛争への態度

用紙割当問題とともに、CI&Eが直面することになったのは、各新聞社で発生した社内紛争である。敗戦以降、朝日・毎日・読売の三大新聞社をはじめとして各新聞社では戦時指導体制への責任追及の運動が起きた。これは往々にして「民主化運動」という枠組みで論じられてきたが、問題は、それほど単純ではなく、新聞企業化の進行のなかでの所有と経営の分離など様々な要因が絡みながら一挙に噴出した運動であり、しかも各新聞社の個別的事情もあつた。ここでは、そうした各社の紛争そのものを論ずることは主眼ではなく、飽くまでCI&Eがそれにどのような対応を示したかを明らかにしたい。

まず、朝日新聞社の問題では、CI&Eの記録によれば⁽⁵⁰⁾ 10月18日午後4時半、朝日新聞の高野信と鈴木勇の両名がダイク局長のもとを訪れたが、ダイク不在のため、ドット大尉と新聞課のミッチェルが面談したところ、両名は、朝日新聞社内の内情を報告した。それによれば、彼ら編集スタッフは朝日の指導層を変革しなければならないと感じているが、朝日は財閥とは関係ないものの、創立者である村山家と上野家によって支配されている。現在の社内は、社長と部下からは反動分子と見なされている五人の首脳陣、古い考えの持ち主だが後進に譲位しようとしている幹部、団結して五人の首脳陣と対決している編集スタッフという三つのグループに分裂している。彼ら編集スタッフは「民主的且つ自由な編集方針」のために朝日新聞を改革する必要を認めており、「戦争責任者」は辞職すべきであると述べ、メモを提出したという。

しかも、同じ日の後刻、ミッチェルは、第一ホテルで朝日新聞社の東京・大阪の代表と称するIsobe Yujiに面会を求められた。Isobeも、この日に起きた朝日首脳部の騒動につき秘密に報告し、彼は朝日新聞社には戦争中「軍国主義者と酒を飲んでた」五人の「ギャング」がいると断言した。そして、Isobeは、

村山社長の出処進退について助言を求めたという。

敗戦後の朝日新聞社では、10月15日、村山長拳社長が³、突然、戦争中の編集幹部であった千葉雄次郎、細川隆元等を更迭し、鈴木文四郎を主筆兼編集担当重役に起用する人事を発表したことから大騒動になった。18日、村山社長は人事を拒否する細川等五人に辞表提出を要求し、これを認めない細川等との対立は頂点に達した。しかも、部長クラスが独自に社長批判の運動を起こし、社内混乱は深まっていたのである。⁽⁵¹⁾

この騒動の爆発した18日、早くもいくつかの朝日社員グループがCI&Eの支持を期待し、内情を報告していたのである。高野信等は部長クラスの運動の中心人物で、彼の説明もその線にそったものである。Isobeという人物は不明だが、部長クラスの運動とは別に旧幹部を批判するグループであったようである。高野、Isobeの双方が批判している五人の「反動」「ギャング」とは、細川隆元東京本社編集局長等の戦時中幹部を指すと推定できる。その後も、CI&Eは、朝日社内から随時情報を入手していたようで、10月26日、新聞出版課は朝日社内の紛争が落ち着いた旨の報告を受けている。

しかし、ミッチェル報告書では、CI&E側は朝日のどのグループに対しても、より詳細な情報の提供を要望しているが、社内の特定グループへの支持を表明することはなかった。村山社長への助言を求めたIsobeにも、CI&Eが朝日の社長に助言することはできないと返答している。CI&Eは、極めて慎重な態度をとったのである。

また、毎日新聞社でも、経営陣を批判する運動が起きたが、これも一部社員によつていち早くCI&Eに通報されている。10月29日、毎日新聞社の佐藤がダイク局長と高石真五郎社長との会談設定のために訪問しているが、恐らく当時毎日社内で経営者追及の声が高まったのに対し高石社長等がCI&Eの支持を求めようとしたのであろう。しかし、同日夜遅く同じく毎日新聞の高松が新聞出版課ミッチェルを訪れ、毎日社内事情をもたらししている。彼は、社内変革は「無血」的に実現し、現在の問題は誰が「戦争責任」をとるべきかを決定することにあると繰り返し述べたという。⁽⁵²⁾ さらに11月1日には、社員が高石等幹部の責任追及の運動を起こした情報もたらされ、翌2日には、幹部総辞職を

求める従業員組合の宣言文書を手に入れている。3日に加藤英明という人物が毎日新聞社幹部の総辞職の一報を伝えに来ている。

ここでも、毎日新聞の経営者、社員の双方が、CI&Eの支持を期待して社内情報をもたらしている。CI&Eのほうは、大いに関心を示し、情報収集にあたっているが、特定の人物に支持をあたえるという行動まではとっていない。飽くまで不干渉の態度であった。

こうした有力新聞社の社内紛争の最大のもは周知の通り読売争議である。これに対しCI&Eが労働組合側を支援したなどと説く論者もあるが、朝日・毎日の場合と同様、CI&Eが組合支持の態度を明らかにしたわけではない。CI&E側の記録では、10月23日、読売新聞社編集者代表が、新聞出版課を訪れ、社長以下全重役、全局長の反動を批難する報告をおこなった。⁽⁵³⁾ この日、読売新聞社では、初めて社員総会が開催され、正力松太郎社長以下、副社長、全重役、全局長の総退陣要求を決議されたのだが、⁽⁵⁴⁾ 社員代表は直ちにCI&Eに駆けつけ、決議を報告しているのである。

次いで、26日、再び、読売新聞社員代表と社員側に立つ新聞人クラブ代表がCI&E新聞出版課を訪問し事情を説明した。しかし、CI&Eは、新聞人クラブ代表二人に対し、GHQは編集記者、経営者のどちらの側に立つものではなく、飽くまで「中立」であることを告げている。⁽⁵⁵⁾ 一方、CI&E企画作戦課も、読売争議に注目していたが、新聞出版課よりやや積極的であった。10月26日、争議解決のために経済科学局（ESS）と協議し、CI&E代表同席のもとで、ESSクレマーの事務室に厚生省次官を呼び、非公式に厚生省が労働争議調停のための機関を設置するよう勧告することになった。⁽⁵⁶⁾ 28日、この会議が行われ、厚生省次官に対し、GHQ側は争議調停機関設置と争議への警察力介入禁止を通告し、厚生省は東京都知事による調停の実行、それを労使双方が受けられない場合は、新たな調停機関設立を約束した。⁽⁵⁷⁾

さらに読売争議は従業員組合の「生産管理」に進むが、組合側・経営者側双方ともが企画作戦課や新聞出版課に自己の主張を持ち込んでいる。10月28日には、従業員組合が経営者幹部と軍国主義者との関係、経営者による編集への干渉などを批難する文書を提出し、同じ日に新聞出版課には高橋雄材副社長が前

日の社説「われらの主張」を弁明するために訪れている。⁽⁵⁸⁾「われらの主張」は、従業員組合の主張を社説のかたちで全面的に展開したもので、「マッカーサー指令にそって結成された従業員組合に弾圧を加える社長はその反民主主義と封建主義を露骨に表現したものと言はねばならぬ吾々は飽くまでも断乎として戦ふ、新聞民主主義化のために」と宣言している。経営陣としては、これが社の意見ではなく、従業員組合側の一方的主張であることを説明したのであろう。ともかく、労使双方が、自己に有利な示唆を得るためにCI&Eに足を運んでいるのである。

その後も、企画作戦課は、読売新聞に関する情報収集にあたっている。31日は、スミスが御手洗某から聞き取りをおこない、小林一三、正力松太郎が東条内閣の実力者であったとの情報を得ている。⁽⁵⁹⁾さらに、組合側の文書を綿密に分析し、諜報活動部隊であるCIC (Counter Intellingnce Corps) に読売争議の情報収集を依頼するなど⁽⁶⁰⁾、広範な調査をおこない、争議の動向に注目していた。この間、組合側は調停委員会の不公平を企画作戦課に持ち込んだ際も、ESSと協議する旨回答しているが、企画作戦課は組合支援まで踏み込むことはなかった。

第一次読売争議は、正力松太郎が巢鴨拘置所に収監される前日の12月11日によろやく協定が成立するが、結局、CI&Eが従業員組合側を支援する態度を明らかにしたことはなかった。CI&Eのなかでは、新聞出版課より企画作戦課がESSと連絡しながら積極的に情報収集にあたり、労働組合主導の紙面編集が戦争犯罪人追及に積極的であることを評価し、労働組合の権利をそれなりに認める動きをとっている。しかし、それも一般原則として、戦争犯罪追及を評価し、労働組合の権利を認めただけであって、当時の状況において、それが組合側に有利に作用したにしても、組合の主張を支持したことはない。CI&Eは企画作戦課にしる新聞出版課にしる、「中立」を表明しながら、慎重に事態の推移を見守っていたのが実状である。寧ろ、日本側が組合・経営者双方とも、CI&Eの態度を自己に都合よく解釈したりあるいは悲観的に解釈し、CI&Eの組合支援を語っているにすぎないであろう。

総じて、朝日・毎日・読売等の各新聞社で起きた紛争に対してCI&Eは積極

的に介入し、メディア組織を改革しようとしたことはない。もともと、そうした政策的用意もなかつただけに、メディア制度の変革がアメリカの占領統治にどのような影響を与えるのか判断が困難で、それに対する政治戦略はたてえなかつたのである。それ故、当面は、民主主義の理念から導き出される労働組合結成の自由といった一般的原則のレベルで対応したのである。ただ、戦争有罪キャンペーンに力を入れていた時期だけに、組合主導によって戦争犯罪人追及報道が強化されることは評価したが、それは飽くまで自己のキャンペーンにとって有利であつただけにすぎず、組合そのものを支持したわけではなかつた。

7. 結 論

以上明らかにしてきた通り、占領直後CI&Eのメディア政策の中心は、基本的に日本人の意識変革のための宣伝・啓蒙活動へのメディア利用にあり、メディア体制・組織等の変革は視野にはいつていながつた。宣伝・啓蒙活動のなかでは、特に日本人に戦争の有罪性を認識させ、「精神的武装解除」をおこなわせるキャンペーンは周到に計画され、CI&E自らが記事やラジオ番組台本を作成したのである。その毒々しいまでの筆致は、特に日本人読者の反発も招いたとされるが、実はその「太平洋戦争史」のパラダイムは、すべての責任を「日本軍国主義者」に押しつけ、「日本軍国主義者」のために「真相」を知らなかつた天皇、国民、マスメディアの責任を免除させるものであつたのである。これからすれば、CI&Eのキャンペーンは、当時の日本人に衝撃をあたえたにしても、決して手放しの旧日本破壊であつたのではなく、寧ろ天皇制と既存メディア存続の道を残していたのである。民主主義の理念を前面に押し出したキャンペーンでありながら、アメリカの政治戦略が巧みに織り込まれていた。そこに占領政策が、アメリカの理念による改革とアメリカの国益にそつた政治戦略という二重性を持つていたことが端的にうかがうことができる。

一方、もう一つのメディア政策であるメディア自体の体制・組織の改革では、GHQは自由化推進の考えはあつたが、その先の改革の政策的用意がなく、日本側から用紙問題や社内紛争を持ち込まれ、対応を迫られたのである。しかし、政策的準備がなく、十分な情報を持ち合わせていながつたため、CI&Eは中立

的限定的役割にとどまり、占領政策の理念から導き出される新聞発行の自由、組合結成・労働運動の自由といった理念的原則を提示するのみにとどまった。占領政策の二重性の片方である理念的側面のみで対応したかたちである。ただ、そうした理念的原則の提示は、既得権を当然視する側からは新興紙や労働組合を有利にする政策に見えたが、CI&Eは決して新興紙や労働組合を支持し旧メディア体制を改革しようとしたわけではない。寧ろ、CI&Eの「中立」政策の結果、用紙問題にしる社内紛争にしる既存新聞社中心のメディア体制は動揺したにしても基本的枠組みは存続する道が開けたと言える。

このように占領メディア政策の二つの課題であった宣伝啓蒙のためのメディア利用策とメディア自体の改革策においては、占領政策の二重性が異なる表れ方をしたのである。しかし、結果的には、そのどちらにおいても、既存メディアの組織・体制を覆す政策とはならなかった。一方においては、政治戦略的に温存の道が用意され、また一方においては原則論の提示に止まり根本的改革に至らなかったのである。

しかし、メディア自体の改革が自制されていたのは、占領直後の段階において占領軍側に政策的準備がなく、且つメディア改革が自らの政治戦略上にどのような影響を与えるか見通しを持てなかったためであることは、日本側の労働運動などの行方がGHQ側にも明瞭になり、それがアメリカの政治戦略にもたらす影響などが判然としてくる段階になれば、CI&Eも、それまでのごとく原則論に提示にとどまっていることはなく、原則と政治戦略を組み合わせた二重の占領政策がとられることになる。それは、1946年の初夏頃からの読売争議への介入に端的に見ることができるだろう。

【注】

- (1) 拙稿「占領軍検閲体制の成立－占領期メディア史研究」成城大学大学院『コミュニケーション紀要』第8輯（1994年3月）参照。
- (2) 占領軍のなかにも、初期からCI&Eが左翼的であるという批判があつたようである。1945年10月13日、G2のウイロビーは参謀長にCI&Eの発行する「Maptalk」が左翼的であるという意見書を提出し、10月23日にCI&

Eが反論するという事件が起きている。ただし、問題となった記事は、日本占領政策に関するものではなく、国際情勢に関する記事である。

“Memo from General Willoughby to Chief of Staff, CinC”, “Check Sheet from C, CI&E Sec. to Chief of Staff” enclosure in “000.76#1 Sept.1945-Dec.1945” .RG331 AG00011-00013 (BOX413).

- (3) 当時を体験した新聞史研究家小野秀雄は、「社内における左翼分子は司令部の民主化宣伝に勢いを得て、紙面を共産主義化せんとする傾向を示すに至った。その根本原因は司令部の全体的な対策が旧制度の破壊と非武装化であり、そのために共産党を解放するような容共政策をとったからであるが、直接原因は初代情報教育長のダイク代将も新聞課長のバーコフとともに左傾しており、バーコフのごときは共産主義もまた民主主義の一形態であるなぞとうそぶいていたからである」と書いている。同『新聞の歴史』（1961年 東京堂出版）134ページ。
- (4) 拙稿「占領直後の米国の言論政策—占領期メディア史研究」『成城文藝』第139号（1992年7月）
- (5) 「朝日新聞」1945年9月18日。

IDSは、9月18日付けで、“Memorandum No.1 Basic for All Information Media”と題する文書を発している。これは、9月10日の「新聞の自由に関する覚書」を受けて、日本のマスメディアに「日本の軍国主義・国家主義の廃止」「日本における自由主義的傾向の奨励」「日本が再び世界の軍事的脅威にならないための条件形成」にあたるよう指示したものである。enclosure in “Administrative Memorandum Sept.1945-Dec, 1945” . RG331 CIE (C) 00004 (BOX5059).

- (6) “General Order No.183, Civil Information & Education Section” enclosure in “Organization of Civil Information and Education Section. Sept. 1945-Aug. 1948” RG-331 CIE (C) 00007 ~00010 (BOX5059).
- (7) “Military Personnel Required in Japan” 10 Sept 1945. “Military Personnel to be released from the Section” 10 Set 1945. enclosure in “Organization of Civil Information and Education. Sept. 1945-Aug.1948” . RG331 CIE (C)

00007 ~00010 (BOX5059).

- (8) “Memorandum to The Staff” 2 October 1945. enclosure in “Administrative Memorandum Sept. 1945-Dec.1945”.RG331 (C) 00004 (BOX5059). ほとんど同文で10月1日付けの文書が“Organization of Civil Information and Education. Sept.1945-Aug.1948”.RG331 CIE (C) 00007 ~00010 (BOX5059) に綴じ込まれているが、これは下書きであろう。
- (9) SWNCC150 「降伏後に於ける米国の初期の対日方針」。訳は大蔵省財政史室編『昭和財政史』第3巻(1976年 大蔵省)所収によった。
- (10) アメリカ国務長官バーンズは、降伏文書調印後、「物的武装解除」に続く第一段階として日本人の意識から極端な国家主義、軍国主義を一掃し、民主主義の自由な発達を促す必要を強調し、それを「精神的武装解除」と呼んでいる(「朝日新聞」1945年9月4日)。
- (11) 拙稿「アメリカの占領言論政策の形成過程」『年報・近代日本研究第12号・近代日本と情報』(1990年 山川出版社)、「占領直後の米国の言論政策 - 占領期メディア史研究」『成城文藝』第139号(1992年7月)参照。
- (12) 実際には、同盟通信社は解散することになるのだが、それは占領軍の政策が原因ではない。拙稿「同盟通信社の解散」参照有馬学・三谷博編『近代日本の政治構造』(1993年 吉川弘文館)所収。
- (13) Memorandum “Summary of recommendations for future operations” 14 Oct 1945. enclosure in “Organization of Civil Information and Education. Sept.1945-Aug.1948”.Rg331 CIE (C) 00007 ~00010 (BOX5059).
ブラッドフォード・スミスなど初期CIEメンバーの略歴等は、Nicholas John Bruno, “Daniel C. Imboden and press reform in occupied Japan, 1942~1952” (Ph.D. dissertation. University of Maryland) が詳しい。
- (14) “Function, Control&Evaluation of CIE” 26 Dec. 1945 from Trainer to General Dyke. enclosure in “Organization of Civil Information and Education. Sept.1945-Aug.1948”.RG331 CIE (C) 00007 ~00010 (BOX5059).
- (15) 前掲 “Function, Control&Evaluation of CIE”
- (16) 江藤淳氏も、CIEのWar Guiltキャンペーンについて言及しているが、特

に日本語に訳さず、片仮名のまま使用している。ただし、江藤氏は、一通のCIE文書のみで、この作戦について論じているが、本稿で述べた通り、これはCIEの広範な活動であった。

- (17) 特別計画分課 (Special Project Branch) が、正式に何日に成立したのかは不明だが、10月17日付けでダイク局長宛に“Personnel Recuirements Special Project Branch”という文書が出されており、この時点では成立していたことが分かる。
- (18) 前掲Bruno. “Major Daniel C. Imboden and press reform in occupied Japan, 1945-1952” は、OWIと現地占領軍との関係は微妙であり、マッカーサーはOWIからの干渉を嫌っていたと指摘している。しかし、実際の作成者であるスミスはOWIの所属であったし、OWIの研究成果が利用されたことは推測に難くない。
- (19) 「太平洋戦争史」のラジオ版が、ラジオ番組「真相はかうだ」であるが、これについては、NHK放送文化調査研究所『GHQ文書による占領期放送史年表』(1987年 NHK放送文化調査研究所)、竹山昭子「占領下の放送 - 「真相はこうだ」」(南博『続昭和 문화』(1990年 勁草書房) 所収) が、既に優れた研究をまとめている。
- (20) この時期のCIEの日報は、“Daily Report to Chief of Staff” RG331 CIE (A) 00834 ~00837 (BOX5148), “Consolidated Report of CI&E Section Activities Oct.1945-Dec.1945” (CIE (A) 01740 ~01750 (BOX5255) の二種類がある。どちらも各課の活動を管理課長 (Administrative Officer) のフリーユ歩兵中尉がまとめ、ダイク局長に報告した文書である。両者は、ほとんど同一の内容である。
- (21) “Daily Report to Chief of Staff” には、10月16日にバーストックが日本人執筆者と相談し、10月19日、21日には日本人執筆者から原稿を受け取った。さらに10月31日にも執筆者と会っている。「日録」には、CIE担当者が情報収集等のために面会した日本人氏名は明記されているのが通常だが、太平洋戦争史執筆に協力した日本人の氏名は、いかなる理由か明記されていない。双方の秘密契約であったと推定できる。

- (22) 前掲竹山参照。
- (23) 江藤淳『閉ざされた言語空間』(1989年 文藝春秋社) 228ページ。
- (24) 前掲江藤223ページ。
- (25) 拙稿「天皇記者会見記事 - 事件と新聞」成城大学『コミュニケーション紀要』第7輯(1993年)参照。
- (26) 「太平洋戦争史」の反響についてCI&Eでは、世論調査を実施しようだが、残念ながら文書を見いだせない。
- (27) “Memorandum to Head, Sub-section, CIE” 27 November 1945. “Memorandum to All Division Heads, CI&E Section” 14 December 1945. enclosure in “Administrative Memorandum Sept. 1945-Dec.1945” RG331 CIE (C) 00004 (BOX5059).
- (28) “Memorandum to Colnel Ken R. Dyke. 17 October 1945” enclosure in “Daily Report to Chief of Staff-Oct.1945-Nov.1945”. RG331 (CIE (A) 00834~00837 (BOX5148)”
- (29) “Memorandum to Colnel Ken R. Dyke. 19 October 1945” enclosure in “Daily Report to Chief Staff-Oct.1945-Nov.1945.
- (30) 会見の要旨は、「読売新聞」10月25日によった。
- (31) 拙稿「8月15日と新聞 - 占領期メディア史研究」『成城文藝』第143号
- (32) 講演の要旨は、「日本新聞報」1945年12月17日に掲載されている。
- (33) バーコフ談話は、「日本新聞年鑑」昭和22年に掲載されている。
- (34) “Report of Press Divisipn; CI&E Section, 18 January 1946 to 26 January 1946” enclosure in “Activity Report. Nov.1945-Feb.1946” RG331 CIE (A) 01761 ~01763 (BOX5255).
- (35) “Report for Period 14 December 1945 to 21 December 1945” enclosure in “Activity Report. Nov.1945-Feb.1946” RG331 CIE (A) 01761 ~01763 (BOX5255).
- (36) “CI&E Weekly Summary. Period 1 December-14 December, 1945” enclosure in “Weekly Summary December 1945-January 1946” RG331 CIE (B) 00937-00940 (BOX5151).

- (37) “CI&E Weekly Summary Period. December-14 December, 1945”
- (38) 「日本新聞報」1945年12月17日。
- (39) “CI&E Weekly Summary. Period 15 December-21 December, 1945” .
- (40) “CI&E Weekly Summary. Period 15 December,1945” .ただし、この調査が、どのようなものであったかは明示されていない。
- (41) 戦前戦中の日本の言論統制の方法として行われた内面指導については、内川芳美、香内三郎「日本ファシズム形成期のマス・メディア統制(一)」『思想』1961年7月号(445号)参照。
- (42) 前掲Memorsndm “Summary of recommendations for future operations” 14 Oct 1945.
- (43) 持分合同での失地回復が、同盟通信とは別に新たな通信社設立をはかる三社の秘密計画となり、それが同盟通信の解散につながった問題については、既に拙稿「同盟通信社の解散」で述べた。
- (44) “Consolidated Report of CI&E Section Activities Oct.1945-Dec.1945” . CIE (A) 01740 ~01750 (BOX5255).
- (45) “Consolidated Report of CI&E Section Activities Oct. 1945-Dec.1945”
- (46) CIEの“Daily Report” 10月27日では、自らの起案が指令となったと満足を表明している。
- (47) “Weekly Summary-Perod 22 December 1945-28 December 1946” RG331 enclosure in “Weekly Summary-December 1945-January 1946” CIE (B) 00937 ~00940 (BOX515).
- (48) 例えば『日本新聞協会十年史』(1956年 日本新聞協会) 93ページ。
- (49) 例えば、1946年1月4日、インボデンが日本人記者と会見した際、「アカハタ」記者が「時事新報」への用紙割当過大を質問し、用紙割当の不公正を主張した事件があった。これに対し、CIEは、後日、用紙割当委員会代表(CI&E資料では、Unoとあるが、情報局の宇野征治と推定される)を呼び事情を調査するとともに、時事新報社代表も呼び、同紙への支持を表明している。他の文書で「時事新報」を「自由主義的新聞」と評価していることからみて、同紙への好意的割当を指導したのである

う。しかし、これも自由主義的新聞を支援するという政策原則があつたのではなく、個別問題であつたと考えられる (“Weekly Summary-Perod 5 January 1946-11 January 1946” RG331 enclosure in “Weekly Summary-December 1945-Januart 1946” CIE (B) 00937~00940 (BOX515) また、共産党側から見た時事新報社への割当問題については、「赤旗」1946年1月8日「時事新報創刊をめぐる情報局の陰謀と不正」

- (50) “Memorandum to Colonel Ken R. Dyke. 19 October 1945” enclosure in “Daily Report to Chief of Staff-Oct.1945-Nov.1945” .
- (51) 細川隆元『朝日新聞外史〈騒動の内幕〉』(1965年 秋田書店) 161ページ参照。
- (52) “Consolidated Report of Section Activities Oct. 1945-Dec.1945”
- (53) “Memorandum to Colonel Ken R. Dyke. October 24 1945” enclosure in “Daily Report to Chief of Staff”
- (54) 「読売新聞」1945年10月24日。
- (55) “Memorandum to Colonel Ken R. Dyke. October 27 1945” enclosure in “Daily Report to Chief of Staff”
- (56) “Memorandum to Colonel Ken R. Dyke. October 27 1945” enclosure in “Daily Report to Chief of Staff”
- (57) “Memorandum to Colonel Ken R. Dyke. October 29 1945” enclosure in “Daily Report to Chief of Staff”
- (58) “Memorandum to Colonel Ken R. Dyke. October 29 1945” enclosure in “Daily Report to Chief of Staff”
- (59) “Memorandum to Colonel Ken R. Dyke. Nobember 1 1945” enclosure in “Daily Report to Chief of Staff” . この文書で名前のあがっている御手洗は以前新聞記者であつたと説明があるが、姓しか記されておらず、誰のことか分からない。御手洗の姓から思いつく人物は御手洗辰雄で、もし彼だとすると、彼は後に正力松太郎礼賛の伝記を書くのであるから、占領軍への情報提供は奇妙な行動である。
- (60) “Memorandum to Colonel Ken R. Dyke. Nobember 13 1945” enclosure in”

Daily Report to Chief of Staff” .

本研究は、成城大学教員特別研究助成による研究成果の一部である。